AUDIT QUALITY REPORT 2025

監査品質に関する報告書

フェイス監査法人

CONTENTS

01 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

監査事務所の最高責任者からのメッセージ 04
経営方針及び監査品質向上に向けた取組について 05
監査事務所概要 07

02 経営管理の状況等

品質管理基盤 09
組織・ガバナンス基盤 14
人的基盤 16
IT基盤 18
財務基盤 19
国際対応基盤 20

Appendix

監査法人のガバナンス・コードへの対応 21

当法人の事業年度は12月１日から11月30日であり、本報告書は2024年12月１日から2025年11月30日までを対象期間として作成しています。
なお、監査品質向上に関する取組として利用者の理解に資する情報は、必要に応じて直近の状況も記載しています。

01

監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

INITIATIVES TO IMPROVE AUDIT QUALITY AND OVERVIEW OF THE FIRM





監査事務所の最高責任者からのメッセージ

We are the Faith Auditing Firm.

私たちは、フェイス監査法人です。

代表パートナー
公認会計士 中川 俊介

MESSAGE

フェイス監査法人は、公認会計士としての専門性と倫理観を礎に、「信頼される監査」を追求し続けてまいりました。

企業活動において、財務情報の信頼性は資本市場の健全な発展を支える根幹であり、私たちはその社会的責任を強く認識しています。

近年、経済環境の不確実性が増す中で、企業に求められる説明責任や透明性は一層高まっています。こうした変化の中、私たちは「形式を超えた実質的な監査」を実現するため、経営実態の理解を深め、クライアントとの建設的な対話を重視しています。監査は単なる手続に終始するものではなく、「信頼を創出」し、持続可能な社会に貢献するための重要な機能です。

これからも、私たちは「信頼に応える覚悟」を胸に、変化を恐れず挑戦し続けることで、社会から選ばれ、必要とされる監査法人であり続けたいと考えております。

今後とも、一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

フェイス監査法人の理念

1. **当法人は、会計監査の品質の持続的な向上を誠実に希求します。**
2. **当法人は、高品質な会計監査の実現こそが最優先の達成目標であることを明確に宣言します。**
3. **当法人は、コーポレート・メッセージとして、“監査品質最優先”の理念を繰り返し発出します。**
4. **当法人は、当法人の“監査品質最優先”の理念の浸透に継続的な措置を講じます。**

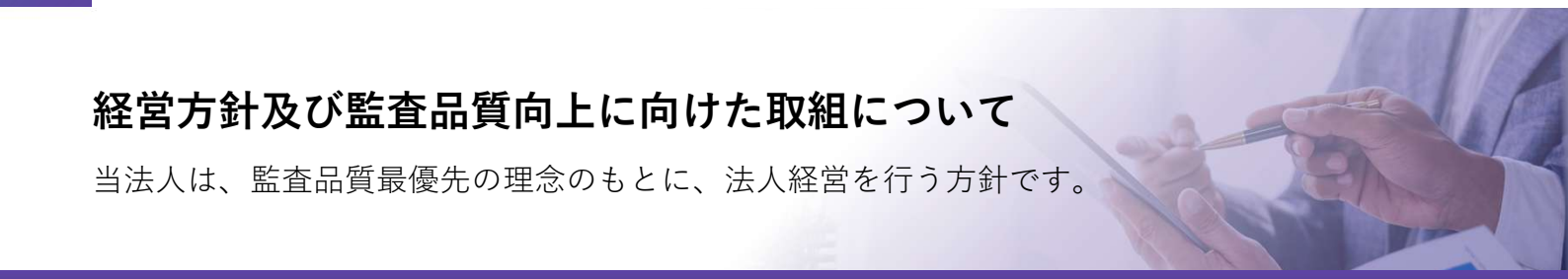

経営方針及び監査品質向上に向けた取組について

当法人は、監査品質最優先の理念のもとに、法人経営を行う方針です。

私たちの３つの“フェイス”

01

Faith

“Quality for Faith.”という信念

私たちは、監査品質の維持・向上が何よりも重視されるべき使命であると考えています。

そして、私たちの志向する監査品質は、法令・基準への準拠という“狭義の監査品質”に留まるものではありません。私たちが監査法人である以上、“狭義の監査品質”を満たすことは当然の前提であるためです。

私たちは、高い監査品質に裏打ちされた「信頼」に基づく“生きた監査品質”を追求します。資本市場に参加する全てのステークホルダーからの負託に応え、高い監査品質に裏打ちされた確かな「信頼」を、より高い監査品質実現のための原動力へつなぐとともに、飽くなき監査品質の向上と成長を志向し、公認会計士監査に命を吹き込んでまいります。

“Quality for Faith.”の信念のもと、私たちは常に、より高い品質の監査をご提案します。

02

Face

職業的専門家としての“顔”の見える組織風土

私たちは、一人ひとりが独立した職業的専門家であることを強く自覚し、それぞれが責任の主体、すなわち当法人の“顔”として職務に励んでいます。

それぞれの役職員が全ての業務における“当事者であること”を自覚し、責任ある対応を行うことこそが、私たちへの「信頼」に直結するのだと考えます。

法人内での風通しの良いディスカッションはもとより、クライアント様とのコミュニケーションにおいても、全ての役職員が当法人の“顔”として、責任ある一貫したサービスのご提供をお約束します。

03

Face to Face

本音で語り合う、良好なリレーションシップ

私たちは、クライアント様との真摯かつ積極的なコミュニケーションを大切にします。建前ではなく本音で、胸襟を開き、膝を突き合わせ、双方向の「信頼」に基づいた良好なリレーションシップを常に志向してまいります。

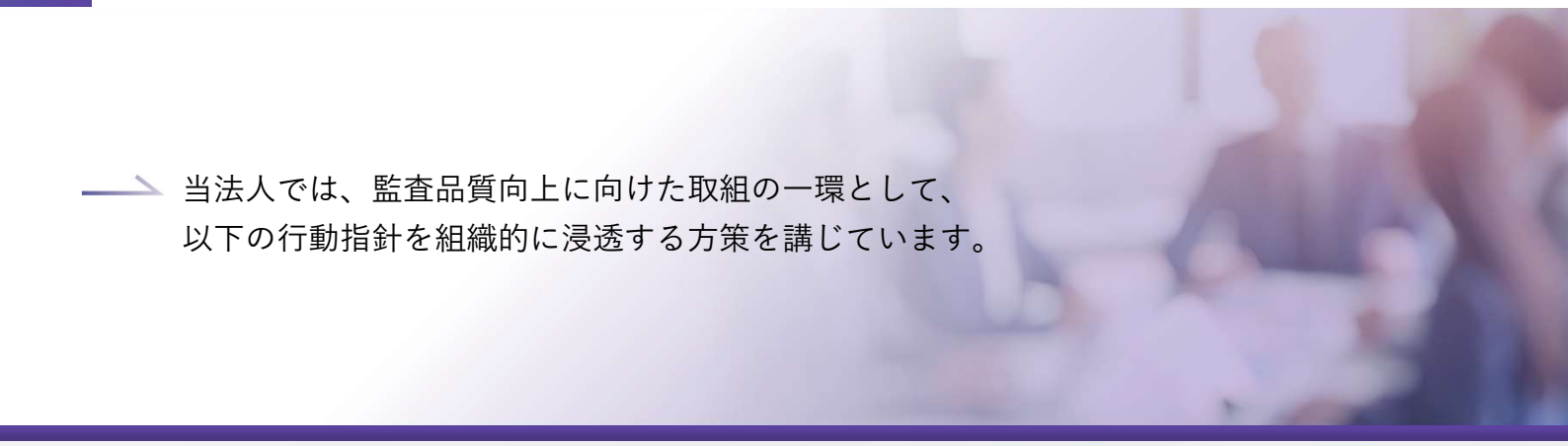

当法人では、監査品質向上に向けた取組の一環として、
以下の行動指針を組織的に浸透する方策を講じています。

◆ 行動指針

1 …… 当法人代表社員は、自ら、当法人の理念を達成し得る組織風土の醸成に努めなければならない。

2 …… 当法人の全ての構成員は、当法人の理念を十分に理解し、職務にあたらなければならない。

3 …… 当法人の全ての構成員は、それぞれが当法人の当事者たる「顔」であることを強く自覚し、「個」としての高い監査能力の開発に、「信念」をもって取り組まなければならない。

4 …… 当法人の全ての構成員は、全ての局面において、当法人の理念である“監査品質最優先”を行動指針の最高規範として認識するとともに、各人の職位や地位を問わず、双方向の自由闊達な議論を勧奨する組織風土の醸成を指向しなければならない。

◆ 法人の理念と行動指針を監査事務所内に醸成するための方針又は手続

1 …… 当法人の理念は、当法人のウェブサイト（https://faith-audit.or.jp/）において発信・宣言を継続的に実施する。

2 …… 社員会において、繰り返し周知・徹底を図る。

3 …… 個別の監査業務において、監査チーム内の討議事項として本指針の内容の周知・徹底を図る旨を要求事項として規定し、実行する。

4 …… 品質管理担当責任者は、原則として月次の頻度により、当法人の全ての構成員に対して、本指針の周知・徹底を図るメッセージを発出する。



監査事務所概要

◆ 事務所概要

名称	フェイス監査法人（Faith Auditing Firm）　ウェブサイト　https://faith-audit.or.jp/
沿革	2020年12月：設立、東京都渋谷区恵比寿南に事務所開設 2022年9月　：準登録事務所名簿登録 2022年11月：上場会社監査事務所名簿登録 2024年2月　：上場会社等監査人名簿登録(登録番号：第3011号)
事務所所在地	東京都渋谷区恵比寿南3丁目1番24号　恵比寿斉信ビル3F
法人代表者	代表パートナー 中川 俊介

人員構成

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5人	-人	5人

2. 所属公認会計士等の数（社員を除く。）　（ ）内は非常勤

公認会計士	その他	合計
20人（20人）	7人（5人）	27人（25人）

当法人では、社員以外に所属公認会計士等について、職階や職位を設けておりませんので、「職位ごとの人員構成」、「監査に従事するパートナー・マネジャーとスタッフとの比率」等は記載しておりません。

グローバルネットワーク等

該当事項はありません

監査種類別被監査会社数

監査対象会社の属性別の数

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
❶金商法・会社法監査	3	3
❷金商法監査	-	-
❸会社法監査	2	-
❹学校法人監査	-	-
❺労働組合監査	-	-
❻その他の法定監査	3	-
❼その他の任意監査	16	-
計	24	3

上場会社等の主な監査対象会社名

㈱ミサワ
㈱ヤマノホールディングス
㈱ラストワンマイル　（五十音順）

02

経営管理の状況等

BUSINESS MANAGEMENT STATUS, ETC.



01. 品質管理基盤

QUALITY CONTROL INFRASTRUCTURE

◆ 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針

当法人では、品質管理統括パートナーの指揮の下、品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針及び体制等を品質管理基盤として整備し、運用しています。

また、以下の事項について合理的な保証を提供するため、リスク·アプローチに基づく品質管理システムを整備し、運用しています。

1 …… 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること

2 …… 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

◆ 品質管理体制-上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制-

当法人は、業務の品質の管理に主として従事する公認会計士として、十分かつ適切な経験及び能力を有していること及びその適格性を評価したうえで品質管理担当責任者(品質管理統括パートナー)を選任し、業務の品質の管理を行う専任の部門として品質管理部を設置しています。品質管理担当責任者の業務の品質の管理の従事状況と今後の活動計画はモニタリングのうえ、業務の品質の管理に主として従事していること及び必要なリソースと時間を十分確保していることを確認しています。また、品質管理担当責任者が関与する監査証明業務に関する品質管理は、品質管担当責任者と異なる社員が担当し、独立性を確保することとしています。品質管理部は、監査部門から独立した部門であり、職務分掌規程において業務を明確に割り当てています。

品質リスクの評価プロセス

当法人は、品質管理システムの目的を達成するために、品質目標を設定し、品質リスクへの対応の整備及び運用の基礎を提供するために、品質リスクの識別と評価を行います。品質目標は、ガバナンス及びリーダーシップ、職業倫理及び独立性、契約の新規の締結及び更新、業務の実施、資源、情報と伝達、監査事務所間の引継について設定するとともに、特定の対応も含めて設定します。

品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

当法人は、品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じることを達成するためにモニタリング及び改善プロセスを定めています。また、日常的なモニタリング（日常的監視）と定期的なモニタリング（定期的な検証）を実施しています。品質管理システムの不備が識別された場合には、不備の重大性と広範性の評価、不備の根本原因の分析を実施し、是正措置を講じています。

品質管理システムの評価

当法人は、品質管理システムに関する最高責任者である品質管理統括パートナーが、品質管理システムの評価結果に基づき、品質管理システムが当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているか否かを結論付ける方針です。当該評価は、年に一度、当法人の事業年度末日である11月30日を基準日として実施します。2025年11月30日を基準日とする評価を実施した結果、当法人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しています。

◆ 品質管理システムの概要

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人の定める「職業倫理及び独立性に関する規則」に基づき独立性及び職業倫理を遵守することを合理的に確保するために、当法人の内規に基づき、「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査するとともに、定期的に全ての社員及び監査職員から「独立性の確認書」を入手しています。

独立性の確認書の入手率、違反率

2024年11月期：入手率100%、違反率0%
2025年11月期：入手率100%、違反率0%

このほか、当法人は、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して、方針及び手続を定めています。大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間ごとのローテーションを義務付けています。また、当法人のインサイダー取引取引防止規程に基づき、適切なタイミングで遵守状況に係る誓約書の入手及び遵守状況の確認を実施し、インサイダー取引を防止しています。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、被監査会社のリスク評価を行うとともに、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、被監査会社との独立性、被監査会社の財務状況及び経営成績、経営者及びガバナンスの状況、内部統制、資金調達、ビジネス上の課題、報酬等の監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を考慮し、当法人の内規に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を判断しています。

また、不正リスクを考慮した監査契約締結リスクに適切に対応するために監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、さらには不正リスクに適切に対応するために、職業倫理の遵守状況、能力及び権限、十分な時間の確保、ローテーションの状況等を考慮し、業務を担当する社員を選任しています。また、十分な適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門職員を選任しています。

◆ 品質管理システムの概要



エ．業務の実施及びその審査

i 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。当法人内外において、税務・法務等について迅速な対応が可能な人材を確保し、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項が発生した場合あるいは不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合等には、必要に応じて適切に専門的な見解の問合せを実施することとしています。また、専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処することとしています。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしています。

ii 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違が存在する場合、監査上の判断の相違が解決しない限り監査報告書は発行しないこととする等、監査上の判断の相違に関する方針又は手続を定めています。

iii 監査証明業務に係る審査

当法人は、コンカリング・レビュー・パートナー方式と会議体方式の両方式の採用により、全ての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っています。当法人は、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性、審査担当者の客観性、審査の記録及び保存等について方針又は手続を定めています。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合において、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断を含むこととしています。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、リスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないこととしているほか、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任することとしています。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容や程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任又は社員会による合議制の審査を実施します。

◆ 受嘱に関する方針

監査業務の受嘱の方針

当法人は、監査品質を最優先に考え、職業倫理の遵守状況、能力及び権限、十分な時間の確保、ローテーションの状況等を考慮し、業務を担当する社員及び専門職員を選任し、監査リソースの十分な確保を行ったうえで受嘱の判断を行っています。現時点においては、被監査会社数が急激に増加している状況にはありません。また、中長期的にも、当法人のリソースに見合った健全な持続的成長を志向しており、過度に被監査会社等を増加させる方針は採用していません。今後、被監査会社数が増加する等の場合には、人的資源の拡充等の措置を適切に講じる方針です。

非監査業務の提供の方針

当法人は、監査業務に注力する方針であり、非監査業務については原則として行わない方針です。また、監査業務の提供先に対する非監査業務の提供は原則として行いません。現在提供している非監査業務の内容は、監査業務に要する資源に重要な影響が生じる可能性のない予備調査及び小規模のアドバイザリー業務等です。

監査業務と非監査業務の提供状況については、「05.財務基盤」をご参照ください。

◆ その他の取組

・当法人は、監査品質最優先であるとのメッセージを全構成員に繰り返し発出し、監査品質の維持向上に取り組んでいます。社員と品質管理部門のコミュニケーション、社員から監査チームへの情報伝達と監査チーム内のコミュニケーションを通じ、当法人の品質管理施策の浸透を図っており、機関決定内容の構成員への伝達、現場からの情報の社員会での共有、会計監査を巡る知見や経験の共有等を行うなど、全構成員がオープンでフラットなコミュニケーションを行う組織文化及び風土の醸成に努めています。また、被監査会社とのコミュニケーションを重視し、十分な意見交換と議論を行うことを啓蒙しています。

・当法人は、内外からの情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続として、ホットラインを設置し運用しています。また、監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続、不服と疑義の申立てに関する方針又は手続を定めています。品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるよう透明性の確保を達成するための方針又は手続を定めています。

監査品質を重視する組織風土の浸透度調査(監査業務に従事する専門要員を対象) 回答率：100%

当法人の品質管理方針の理解度
「監査事務所内の監査品質に関する意識調査」
(2025年11月期)

①当法人が監査業務の品質を最も重視していることをどの程度理解していますか。

②当法人の監査品質及び品質管理体制に対する満足度はどの程度ですか。

③当法人は専門職員に対してオープンで透明性があると考えますか。

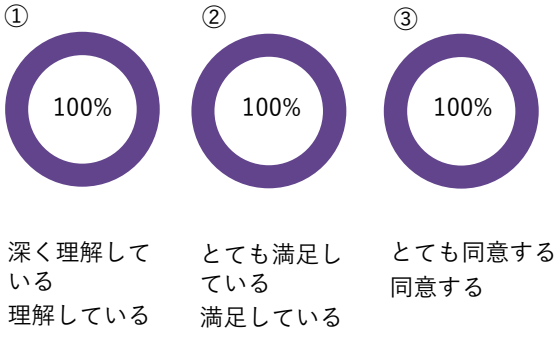

◆ 外部機関によるモニタリング

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

当法人の品質管理レビューの実施状況は以下のとおりです。

品質管理レビューの実施状況

レビューの種類	レビュー報告書の交付年月	極めて重要な不備事項又は重要な不備事項
通常レビュー	2022年11月	なし
通常レビュー	2026年3月	なし

公認会計士・監査審査会（CPAAOB）による検査

該当事項はありません。

外部機関によるモニタリング結果等への対応

日本公認会計士協会による品質管理レビューにおける改善勧告事項について、根本原因分析を実施した上で、改善措置を講じています。

02. 組織・ガバナンス基盤

ORGANIZATIONAL & GOVERNANCE FOUNDATION

◆ 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当法人は、監査品質の維持向上を図る観点から、組織的運営体制の構築や運用について、重要な基盤であるものと認識しています。監査法人に期待される公益的役割を達成するために、経営機能の強化や実効性の向上、透明性の確保等の措置を適切に導入していく方針です。

◆ 組織図と各機関の役割

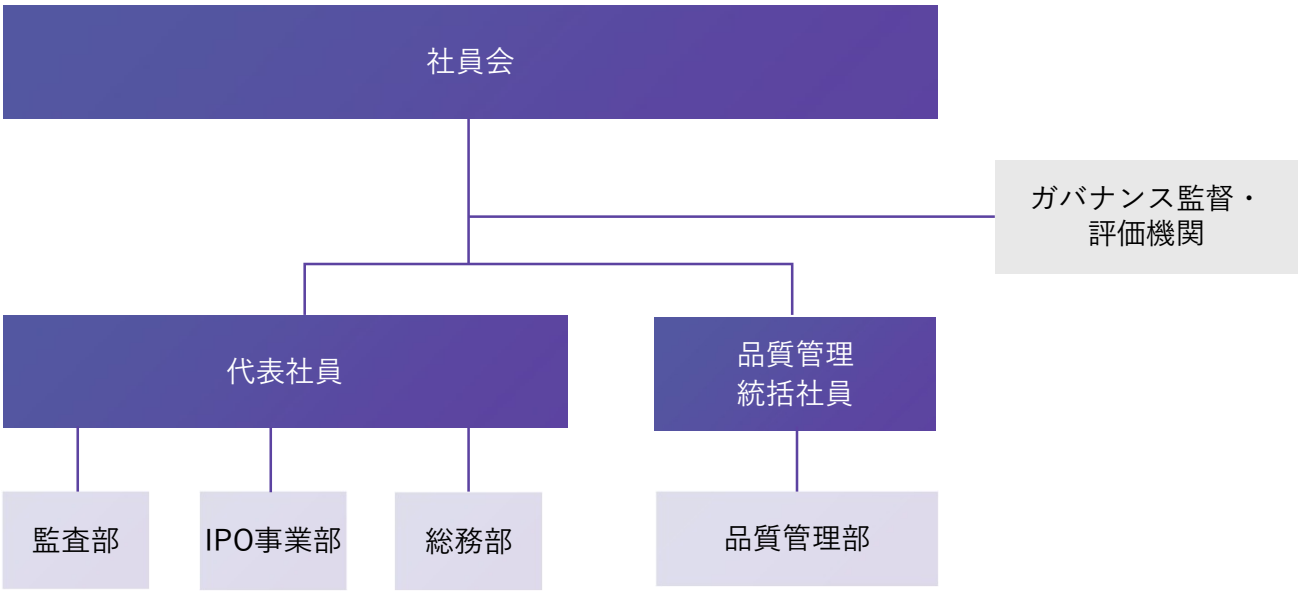

社員会が最高経営意思決定機関です。当法人の全ての社員で構成され、当法人のガバナンスを統率しています。社員会は、原則として月次で定時社員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとしています。

社員会を構成する社員は、それぞれが当法人の経営における具体的な役割を分担しています。ガバナンス基盤の強化の措置として、当法人の果たすべき公益的役割に鑑み、第三者の有する知見を活用する重要性を認識しており、当該知見の活用を行うために第三者機関であるガバナンス監督・評価機関を設置しています。

ガバナンス監督・評価機関を構成するガバナンス監督・評価委員は、社員会に出席し、必要に応じて有益な指導、助言又は提言を行っています。これにより、経営の実効性の強化を図るとともに透明性の向上を図るものとしています。

◆ 独立性を有する第三者の選任(ガバナンス監督・評価委員)

当法人は、第三者機関であるガバナンス監督・評価機関としてガバナンス監督・評価委員を選任しています。ガバナンス監督・評価委員は、当法人に対して独立性を有する有識者です。

現在ガバナンス監督・評価委員として選任している有識者は、公認会計士の有資格者であり、大手監査法人において長年の会計監査実務経験と海外駐在経験を有しているほか、経営支援、不正調査、内部統制構築支援、サステナビリティ開示制度支援ほか多種多様なアドバイザリー業務経験を有しており、監査法人という特殊な法人組織に深い造詣を有しています。また、上場会社等の社外役員を歴任しており、ガバナンスに関する豊富な知見と経験を有しています。

当該第三者には、当法人の最高意思決定機関である社員会に出席し、経営機能・ガバナンスの強化に関して、必要に応じた適切な指導及び助言・提言をいただくことを期待しています。これにより、当法人の経営の透明性と健全性を確保するものです。

社員会開催数、社員及びガバナンス監督・評価委員の出席率

2024年11月期：開催回数14回、社員 出席率100%、ガバナンス・監督評価委員 出席率100%
2025年11月期：開催回数14回、社員 出席率100%、ガバナンス・監督評価委員 出席率100%

ガバナンス・コードの適用

当法人は、「監査法人のガバナンス・コード」を適用しています。
詳細は、Appendix「監査法人のガバナンス・コードへの対応」をご参照ください。

グローバルネットワークやグループとの関係

当法人は、グローバルネットワークとの提携を行っておりません。また、グループ法人等はありません。
現時点では、グローバルネットワークとの提携等を行う具体的な計画はありません。

03. 人的基盤
HUMAN RESOURCES

◆ 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別

当法人は、小規模かつ複雑でない組織構成となっていることから、社員以外の構成員に係る職位や職階は設定しておりません。常勤・非常勤の別及び公認会計士有資格者とその他の人員構成は、以下のとおりです。当法人における上場会社の業務執行社員は、全員が10年以上の上場会社の監査実務経験を有し、豊富な経験及び知識を有しております。

属性別人員構成（単位：人）

属性	第４期事業年度（2024年11月30日）	第5期事業年度（2025年11月30日）
社員	6	5
特定社員	0	0
公認会計士（常勤）	1	0
その他（常勤）	2	2
公認会計士（非常勤）	13	20
その他（非常勤）	2	5
合計	24	32

◆ 人事に関する方針

採用

当法人は、多様な働き方やワークライフバランスを実現するとともに、リモートワーク等の活用を進め、時間や場所に縛られずにチーム全員が適切な情報共有と協働を可能とするためのシステムを導入しています。
当法人の監査品質最優先の理念に共感し、自己研鑽を惜しまない人材を常時歓迎しております。当法人は、常時、有力な人材のリクルートを行っています。社員による個別のリクルート、当法人ウェブサイトからの応募、その他の方法により私たちの仲間になっていただける方を歓迎しております。

人事制度、人事評価

社員の評価は、品質管理の状況、業務遂行能力、組織への貢献度、経営基盤の強化等に基づき実施し、評価委員会において最終決定しています。専門職員は、発揮される業務の品質について、担当の社員が正当な評価を行うものとしています。年次で人事考課表により各専門職員の業務品質の評価を行っており、必要に応じてフィードバックを行う等の対応を行っています。

◆ 人事に関する方針

兼業・副業に関する考え方

当法人は、利益相反や独立性等に抵触しない限りにおいて、兼業や副業を認めることとしています。これにより、当法人の業務に限定されない多種多様な実務経験を有する人材の確保が期待できるとともに、当法人の人的資源の多様性を向上させることにつながるものと考えているためです。

教育訓練

当法人は、監査品質の維持向上のための適時適切な研修の提供体制を行っています。研修担当パートナーが年間の研修計画を立案し実施しています。なお、インサイダー取引防止に関する研修及び犯罪収益移転防止法に関する研修を研修計画に組み込む方針としています。構成員の「個」としての力を最大限に発揮するべく「組織」としてのバックアップ体制を重視しています。研修カリキュラムについては、当法人の監査業務における必要性を考慮して編成し、実施しています。

継続的専門能力開発(CPD)達成率

2024年11月期：100%
2025年11月期：100%

リソースの十分性の確保

当法人では、監査品質を維持し向上させるため、監査責任者が主体的に関与できること及び監査チームメンバーが十分な時間が確保できることを確認したうえで、業務を担当する社員及び専門職員を選任しており、人的資源は十分確保できている状況です。



04. IT基盤

IT INFRASTRUCTURE

◆ デジタル化に対する基本的な方針と現状

情報セキュリティ

当法人では、代表パートナーを情報セキュリティの最高責任者とし、情報セキュリティに関する方針として、「情報セキュリティに関する方針書」「情報セキュリティインシデント対応規則」等を定めており、「セキュリティに関するモニタリング規則」ほか、モニタリングに関する規則・規程に基づき、定期的なモニタリングを実施しています。

IT専門職

当法人では、ITに関する専門的な知見と経験を有する公認会計士を採用しており、各監査業務のIT関係局面において活用しています。

◆ 今後の具体的な計画とその実行のための体制

今後、AI技術等を用いた効果的かつ効率的な監査手法等について、導入に関する検討を進めていく方針です。また、2026年11月期より監査調書の電子化をします。

05. 財務基盤

FINANCIAL BASE

◆ 財務状況

当法人は、財務面からの監査業務の持続可能性を有する財務基盤を確立することが重要であると考えています。現時点においては、各種リソースを確保するために必要な財務基盤を有しているものと考えています。

業務収入推移　単位：千円　（括弧書きは売上高に占める割合）

	第2期 2022年11月期	第3期 2023年11月期	第4期 2024年11月期	第5期 2025年11月期
売上高	80,682	126,477	206,567	216,429
うち、監査証明業務	67,485 (83.6%)	108,300 (85.6%)	199,167 (96.4%)	195,779 (90.5%)
うち、非監査証明業務	13,197 (16.4%)	18,177 (14.4%)	7,400 (3.6%)	20,650 (9.5%)

◆ 報酬依存度

2025年11月期末時点において、倫理規則に規定される報酬依存度が15％を超える関与先が1社存在しております。会計事務所等の総収入のうち、特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が高い割合を占める場合、自己利益という阻害要因の水準に影響を与え、不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせます。当法人は、阻害要因を識別し、許容可能な水準に抑えるためのセーフガードを適用するとともに、監査役等と継続して阻害要因が許容可能な水準にあるか否か及びセーフガードに関するコミュニケーションを実施しています。報酬依存度の高い状態を解消するために方策として、一定の規模に至るまでの収益規模を確保する必要があるものと認識しています。健全かつ持続的な組織の成長を達成すべく、取り組んでまいります。

報酬依存度

2024年11月期：報酬依存度が15%を超える関与先数 1社
2025年11月期：報酬依存度が15%を超える関与先数 1社

06. 国際対応基盤

INTERNATIONAL COMPATIBLE INFRASTRUCTURE

◆ 海外取引、海外子会社等の監査に対する現状の体制

現時点では、海外子会社等の監査対象が存在しておりませんが、今後の法人運営や監査業務依頼人の海外展開等を見据え、多様な人材の確保に取り組むとともに、IFRSなどの知識の蓄積に努めております。また、グループ監査が要求される監査業務においては、グループ監査に豊富な経験と知見を有するメンバーをアサインする方針としています。

なお、現時点では、グローバルネットワークとの提携等を行う具体的な計画はありません。

Appendix

監査法人のガバナンス・コードへの対応

STATUS OF AUDIT FIRM GOVERNANCE CODE IMPLEMENTATION



当法人における「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応状況は、以下のとおりです。

No.	原則・指針	コンプライ・オア・エクスプレイン及び対応状況
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	**Comply** 当法人は、監査法人の果たすべき公益的な役割を高い水準で遂行することが極めて重要であると確信しています。このような監査法人の果たすべき役割を果たすために、当法人は、「監査品質最優先の信念」を表す“Quality for Faith.”を基本的行動指針として定め、内外に向けて発信を行うとともに、当法人の全ての構成員に十分に浸透するように、繰り返しメッセージを発出しています。 当法人は、監査品質を最優先とする基本的行動指針の組織的浸透を図るとともに、自由闊達な議論と相互啓発を促すことで、全ての構成員の「個」としての能力を十分に発揮させ、以て、「組織」としての持続的な会計監査の品質の向上を図る方針です。 当法人では、トップメッセージを含む当法人の果たすべき公益的役割を明文化した「法人の理念と基本的な行動指針」を制定し、トップの姿勢を明らかにしています。また、当法人のウェブサイトにおいても、トップの姿勢を内外に明らかにしています。 P.4　監査事務所の最高責任者からのメッセージ
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	**Comply** 当法人では、毎月繰り返し、「法人の理念と基本的な行動指針」を全ての構成員に対して周知を行っています。 P.4　監査事務所の最高責任者からのメッセージ P.12 01. 品質管理基盤
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	**Comply** 当法人では、人事考課等において最も重視される要素は監査品質へのコミットメントであることを明確化しています。また、監査業務において実施されるチームディスカッションにおいて、常に職業的懐疑心の保持や職業的専門家としての能力の発揮を鼓舞しています。 P.12 01. 品質管理基盤 P.16 03. 人的基盤

No.	原則・指針	コンプライ・オア・エクスプレイン及び対応状況
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	**Comply** 当法人では、全ての構成員に対して「法人の理念と基本的な行動指針」の周知を繰り返し行うとともに、各監査業務を所管する社員が風通しの良いチーム環境を醸成し、双方向のディスカッションを行っていくことを推奨しています。 P.12 01. 品質管理基盤
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務 （グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	**Comply** 当法人は、監査業務に注力する方針であり、非監査業務については消極的な方針です。限定的な場合において非監査業務を実施する場合には、監査業務に影響がない範囲で実施することとしています。また、独立性に関して、監査業務の提供先に対して非監査業務の同時提供は実施しない方針です。 当法人は、利益相反や独立性等に抵触しない限りにおいて、兼業や副業を認めることとしています。これにより、当法人の業務のみからでは研鑽できない業域の知識や経験を構成員が得られることが期待できるものと考えています。 P.12 01. 品質管理基盤 P.17 03. 人的基盤
指針1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の監査法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	**N/A** 当法人は、グローバルネットワークに加盟しておらず、また、他の法人等との業務提携等は行っていません。
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた 法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。 また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	**Comply** 当法人は、社員全員で構成される社員会が最高意思決定機関として機能する体制を採っています。社員会を構成する社員には、それぞれ、当法人の組織運営における役割が割り当てられており、マネジメント機能の発揮がなされる仕組みとなっています。 P.14 02. 組織・ガバナンス基盤

No.	原則・指針	コンプライ・オア・エクスプレイン及び対応状況
指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 • 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 • 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 • 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 • 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討･整備	**Comply** 当法人では、最高意思決定機関である社員会が、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するための役割を果たすこととしています。 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、社員会が、監査法人としての適正な判断の確保のために、主体的な関与を行うこととしています。具体的には、不正の疑いのある重要事項等について、社員会による合議制の集合審査の実施を必須としているとともに、当法人の品質管理システムにおいて重要な内部規程である「監査の品質管理規程」等の改正は社員会の決議により行うものとしています。 被監査会社との率直かつ深度ある意見交換を行うことを可能とするために、社員会や監査チームにおける適時適切なコミュニケーションを実施しています。 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人内研修の充実を図っています。 業務の効率化を達成するためのIT 基盤の実装化については、AI技術等を用いた監査手法の導入も含め、継続的に議論を行っています。なお、IT 専門家を採用しており、各監査業務の IT 関係局面において活用しています。 P.11~12 01. 品質管理基盤 P.14 02. 組織・ガバナンス基盤 P.17 03. 人的基盤 P.18 04. IT基盤
指針2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	**Comply** 当法人は、社員会が経営機能を果たしており、社員の配置や役割の選定について慎重に検討し、社員会での承認を得ています。これにより、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保することのできる組織体制となっています。 P.14 02. 組織・ガバナンス基盤
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	

No.	原則・指針	コンプライ・オア・エクスプレイン及び対応状況
指針3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。 また、規模・特性等を踏まえて 監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	**Comply** 当法人は、第三者機関としてガバナンス監督・評価機関を設置し、法人が果たす経営機能の実効性の発揮を支援する機能を確保しています。 ガバナンス監督・評価機関は、当該機関を構成するガバナンス監督・評価委員が、社員会に出席し、必要に応じて指導、助言又は提言を行うことで、経営機能の実効性の向上を果たしています。 P.15 02. 組織・ガバナンス基盤
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	**Comply** 当法人は、第三者機関としてガバナンス監督・評価機関を設置し、法人が果たす経営機能の実効性の発揮を支援する機能を確保しており、第三者の知見を適切に活用する方針です。 P.15 02. 組織・ガバナンス基盤
指針3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 • 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 • 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 • 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 • 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 • 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 • 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	**Comply** 当法人は、第三者機関であるガバナンス監督・評価機関について、以下の役割を担当領域として設置しています。 • 経営機能の実効性向上に資する助言、指導又は提言 • 組織的な運営の実効性に関する助言、指導又は提言 • 社員会が担う役割への助言、指導又は提言 • 法人の人事に関する助言、指導又は提言 • 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価 • 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換に関する助言、指導又は提言 P.15 02. 組織・ガバナンス基盤

No.	原則・指針	コンプライ・オア・エクスプレイン及び対応状況
指針3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	**Comply** 当法人は、第三者機関であるガバナンス監督・評価機関に対して、社員会の議題及び添付資料等を事前に提供することで、適時かつ適切に必要な情報を提供しています。 また、ガバナンス監督・評価機関には必要と判断する情報について、当法人に対して開示することを求めることができる権限を付与しています。さらに、必要に応じて、業務遂行に当たっての補佐を求めることができるものとしています。 P.15 02. 組織・ガバナンス基盤
原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。 また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	**Comply** 当法人は、各監査業務を執行している社員で構成される社員会が最高意思決定機関として経営機能を発揮しています。当該社員会において、人材の確保状況も含めて、会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っています。また、各社員に対しては、被監査会社等との間の積極的なディスカッションを推奨しています。 当法人は、各監査業務を執行している社員で構成される社員会において、監査の現場の重要事項等の共有が図られる体制となっています。また、各監査現場における監査チームディスカッションにて活発な議論を行うことを推奨するとともに、建設的な提案・意見等を歓迎し、受け付けた提案・意見等は社員会にて共有しています。 P.12 01. 品質管理基盤 P.14 02. 組織・ガバナンス基盤
指針4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	**Comply** 当法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、充実した研修計画の策定や、監査品質が最優先の評価項目となる人事評価方針を策定し、運用しています。 P.16~ 03. 人的基盤

No.	原則・指針	コンプライ・オア・エクスプレイン及び対応状況
指針4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 • 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること • 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること • 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること • 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	**Comply** 当法人は、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置を行っております。法人の各構成員の有する得意分野を把握することで、アサイン計画に反映しています。いわゆる隙間時間において、リモートワークも組み合わせながら、自己学習を行える環境も整えています。 P.10 01. 品質管理基盤 P.16 03. 人的基盤
指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	**Comply** 当法人は、被監査会社との率直かつ深度ある意見交換を行うことを可能とするために、被監査会社の経営幹部陣及び監査役等との率直かつ深度あるコミュニケーションを推奨しています。 P.12 01. 品質管理基盤
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	**Comply** 当法人は、ホットラインを設置し、内部及び外部からの通報に対応する窓口を整備しています。通報によって、通報者は不利益を被ることはない旨を明示しています。 P.12 01. 品質管理基盤
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、 一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	**Comply** 当法人は、「監査品質に関する報告書」等のウェブサイト等を通じた情報開示を行うことで、十分な透明性を確保しています。また、「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」をウェブサイト等を通じた情報開示を行うことで、当法人の組織的運営の透明性を確保しています。

No.	原則・指針	コンプライ・オア・エクスプレイン及び対応状況
指針5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 • 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 • 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 • 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI：Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 • 監査法人における品質管理システムの状況 • 経営機関等の構成や役割 • 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 • 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 • 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） • 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 • 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 • 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 • 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	**Comply** 当法人は、「監査品質に関する報告書」において、品質管理、ガバナンス、 IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、透明性向上に資する開示を行っています。 独立性を有する第三者の独立性に関する考え方として、「当法人の構成員でない独立性を有する第三者であること」を要件としています。当該要件は、会社法第 2 条第 16 号の規定を斟酌して解釈するものとし、社外性を確保することとし、ガバナンス監督・評価機関より年次報告書を受領し、評価及び助言を受けています。 P.4　監査事務所の最高責任者からのメッセージ P.9~ 01. 品質管理基盤 P.14~ 02. 組織・ガバナンス基盤 P.16~ 03. 人的基盤 P.18 04. IT基盤 P.19 05. 財務基盤 P.20 06. 国際対応基盤

No.	原則・指針	コンプライ・オア・エクスプレイン及び対応状況
指針5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 • グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 • グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) • 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 • 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	N/A 当法人は、グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を行っていないため、該当事項はありません。
指針5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	Comply 当法人は、「監査品質に関する報告書」により、ステークホルダーとの対話を促進します。また、ガバナンス監督・評価機関の知見を活用しています。 P.15 02. 組織・ガバナンス基盤
指針5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	Comply 当法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みについて、当法人の事業年度末日を基準日として、年次で評価を行うこととしています。また、ガバナンス監督・評価機関より年次報告書を受領し、評価及び助言を受けています。 P.10 01. 品質管理基盤 P.15 02. 組織・ガバナンス基盤
指針5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	Comply 当法人は、内外から得られた情報や本原則の適用の状況などの評価の結果を、社員会において検討し、必要に応じて改善に向けて活用する方針です。 P.10~ 01. 品質管理基盤

フェイス監査法人

〒150-0022
東京都渋谷区恵比寿南3丁目1番24号　恵比寿斉信ビル3F

Contact

TEL 03-5724-3184

FAX 03-5724-3185

Email info@faith-audit.or.jp

当報告書の著作権はフェイス監査法人に属し、
その目的を問わず無断で引用又は複製することを禁じます。